

名もなき家事啓発・副読本制作業務委託仕様書

1 業務名

名もなき家事啓発・副読本制作業務

2 用語の定義

「名もなき家事（見えない家事）」

…料理・洗濯・掃除といった代表的な家事の前後や隙間に発生し、名前は付かないものの、生活する上で欠かすことのできない細かな家事を指す。

（例 洗った食器を食器棚に戻す、排水溝のゴミ取り、ゴミ箱にゴミ袋をかける 等）

3 事業の目的

高校生にとっては、近い将来訪れる進学、就職、仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）、結婚、出産、子育てなど、様々なライフステージを主体的に思い描くことができる力を身に付けることが必要であり、いずれのライフステージにおいても、「家事」は生活を送る上で必要不可欠な要素である。

また、若年層のうち大学生の家事実践割合は高い傾向にある一方、大学進学後に初めて家事を行うケースも多く、方法が分からない例も少なくない。

このため、本事業では進学・就職を控える高校生を対象に、副読本を制作・配布し、令和9年度以降は家庭科の授業を通じて、家事や「名もなき家事」に関する意識や知識に触れる機会を設ける。これにより、高校生が家事を自分事として捉え、家事を楽しむ前向きな意識や生活の質を高める力を見につけることを目指す。

また、将来的に男女ともに家事・育児分担意識の向上を図ることを目的とする。

4 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

5 対象者

（1）副読本冊子の配布対象

群馬県内高等学校等に在学する高校1～3年生（約50,000名）

（2）そのほかの啓発対象

・群馬県民（県ホームページに副読本データを掲載）

6 副読本の内容

基本的な構成は以下のとおりとするが、具体的な掲載内容については「7 業務内容」に記載の「名もなき家事副読本制作プロジェクトチーム」において検討し、決定する。

(1) 主な内容

高等学校等の家庭科授業での活用を想定し、教科書を補完する副読本として、家事や名もなき家事に対する意識と実践的な知識を身に付け、自ら生活に生かす力を育む内容とする。

【構成イメージ（案）】

- ① 各ライフステージにおける「家事」
 - ・導入として、進学、就職、結婚、出産、子育て、仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）などの各ライフステージに触れた上で、“誰でも”、“いずれのライフステージでも”、生活するために必要不可欠な「家事」の位置付けや大切さなどを掲載。
- ② 名もなき家事を知る
 - ・健康的な生活を送ることに必要なことや、気づかないうちに家族の誰かが担っている家事について、簡潔な説明を掲載。
- ③ 名もなき家事実践集
 - ・名もなき家事の具体例や、効率的に行うためのアドバイスを示すとともに実践方法や動作を短時間の動画で視覚的に確認できるよう QR コードを掲載。
 - ・動画の詳細は「7 業務内容」を参照。
- ④ 大学生の家事情・困った体験談
 - ・高校生が自身の近い将来を具体的に思い描けるよう、一人暮らしの大学生男女への座談会・取材等を通じた等身大の事例を記載。
- ⑤ 群馬県の家事・育児分担等についての参考データ
 - ・分担の理想と現実のギャップ、家事・育児時間の男女差等を掲載。
 - ・データは群馬県が受託者へ提供。
- ⑥ その他
 - ・「名もなき家事副読本制作プロジェクトチーム」で検討された事項を掲載。

(2) 制作にあたっての留意点

- ① 高等学校等の授業で活用する副読本として、適切な内容であること。
- ② 啓発資料としても親しみのあるデザインとし、文章のほか、写真、イラスト、図解、動画等を用いて、高校生が家事の実践方法を視覚的に確認できる構成とすること。
- ③ 群馬県教育委員会高校教育課や群馬県内高等学校の家庭科教諭、家政学専門家等からの意見を内容やデザイン等に反映すること。
- ④ 大学生の家事情・困った体験談の事例として取り上げる内容については、1人暮らしの大学生等に取材を行い、より効果的で需要の高い内容となるよう努めること。
- ⑤ 家事に対するジェンダーバイアスや、特定の価値観を押しつけないよう、十分に留意すること。
- ⑥ 副読本は冊子及びデータ（PDF 及び ai 形式）で制作すること。

7 業務内容

2～6を踏まえ、以下の業務を行う。具体的な内容は群馬県との協議の上、決定する。

(1) 「名もなき家事副読本制作プロジェクトチーム」運営会議の開催

本業務では、名もなき家事副読本制作プロジェクトチーム（以降、「副読本制作 PT とする。」）を設置し、以下の委員による運営会議を開催する。

【委員（予定）】

- ・大学教授等の家政学専門家（1名）
- ・群馬県教育委員会高校教育課指導主事（1名）
- ・群馬県内高等学校の家庭科教諭（2名）
- ・群馬県生活こども課男女共同参画室長

【事務局（予定）】

- ・群馬県生活こども課男女共同参画室
- ・群馬県ぐんま男女共同参画センター
- ・受託者

【オブザーバー（予定）】

- ・1人暮らし中の大学生（男女4名程度）

※座談会に参加するとともに、副読本制作 PT にも必要に応じて出席する。

【群馬県が行う事務】

- ・副読本制作 PT 設置要領の制定
- ・各委員への就任依頼
※オブザーバーである大学生の選定及び就任依頼は群馬県と受託者が協力して行う。
- ・副読本 PT の会場手配
- ・副読本 PT の各回における議題及び次第の作成

【運営会議で議論する内容（予定）】

- ・家事や名もなき家事を自分事として認識し、自身で考えることができるような副読本の内容を検討する。
- ・高等学校の家庭科教諭が副読本を授業で活用しやすくなるような活用事例を検討する。

① 実施場所、回数、全体運営等

- ・運営会議は、以下のとおり4回を目安に開催し、1回の所要時間は2時間以内とする。

【第1回】副読本内容の検討、方向性の決定（令和8年7月頃）

【第2回】授業での活用方法案の検討（令和8年8月頃）

※上記2回は、群馬県庁または群馬県ぐんま男女共同参画センターの会議室等において、原則対面により開催する。

※対面参加が困難な場合は、オンライン参加が可能となるよう配慮する。

【第3回】副読本の内容及びデザイン案の確認・意見（令和8年9～10月頃）

【第4回】副読本の最終確認（令和8年11月頃）

※上記2回は、原則オンラインや書面等により開催する。

- ・副読本制作 PT における、運営及び進捗管理、各委員との連絡調整、参加大学生のサポ

ート、日程調整、資料準備（群馬県と分担）、当日の進行、検討結果の取りまとめ、議事録作成、各委員への支払事務等を担う。

- ・副読本制作 PT に参加する家政学の専門家（1名）、1人暮らし中の大学生（4名程度）に対する謝金及び旅費・交通費は委託料に含めるものとし、支払に係る事務は受託者が行う。なお、依頼する場合の謝金額は、原則、一人当たり以下の金額とする。

- ・大学教授等の家政学の専門家…11,000円（税込）／1回

- ・1人暮らし中の大学生…2,400円（税込）／1回

※いずれも源泉徴収前の金額で、旅費・交通費は実費相当額を別途支払うこと。

※群馬県内高等学校の家庭科教諭（2名）に対しては、旅費・交通費等の実費相当額のみ支払うこと。

※口座情報等の確認は受託者が行う。

② 大学生による座談会の実施

- ・1人暮らしの大学生の家事情形や困った体験談等を話し合う場として、大学生同士の座談会を1回実施する。（令和8年7～8月頃）

- ・座談会及び取材等を行い、副読本に掲載する事例内容を決定する。

- ・1人暮らしの大学生選定等については群馬県と受託者が協力して調整を行う。

- ・参加大学生が主体的に参画できるよう、効果的な運営を行うこと。

- ・座談会に参加する大学生（4名程度）に対する謝金及び旅費・交通費は委託料に含めるものとし、支払に係る事務は受託者が行う。なお、依頼する場合の謝金額は、原則、一人当たり以下の金額とする。

- ・1人暮らし中の大学生…2,400円（税込）／1回

※いずれも源泉徴収前の金額で、旅費・交通費は実費相当額を別途支払うこと。

（2）副読本の作成

① 原稿案の作成

- ・規格：ページ数 16ページ程度（A5サイズ相当：A4二つ折り、針金中とじ）

- ・副読本制作 PT により検討された内容に基づき、副読本内容の企画、原稿案の作成、デザイン及びレイアウト等の作成を行う。

- ・文章のほか、写真、イラスト、図解等を用いる。

- ・「6 副読本の内容」を基に構成する。

- ・必要に応じて、原稿案の作成に必要な情報収集や取材等を行う。

- ・群馬県と協議しながら、原稿案の修正や調整等を行うこと。

② 動画製作

- ・名もなき家事の実践方法を可視化するため、1本あたり約20秒程度の動画を制作する。

- ・「料理」、「洗濯」、「掃除」の3分野における名もなき家事の実践方法や効率的な動作をテーマに、合計15本以上の動画を制作する。

- ・名もなき家事の項目は副読本制作 PT で検討し、決定する。

- ・各動画は群馬県公式 YouTube チャンネル「tsulunos」(以下、「tsulunos」という。)に掲載した上で、QR コードを副読本内に掲載することにより視聴可能とする。

③ 副読本制作 PT 委員への意見聴取

- ・副読本の掲載内容、デザイン、レイアウト等が完成した原稿案について、副読本制作 PT の委員に意見聴取を行い、副読本に反映させること。
- ・必要に応じて、原稿案の修正・追加作業を行う。

④ 副読本データ及び印刷物の作成

- ・副読本は冊子として印刷製本する。
- ・副読本制作 PT で検討された、授業での活用方法事例も作成する。なお、副読本と同様に、群馬県との協議内容及び副読本制作 PT 委員からの意見等を反映すること。

(3) 完成報告会・成果発表会の開催

- ・令和9年2月頃を目安に、副読本及び授業での活用事例を用いたモデル授業を行う。
- ・発表者のほかモデル授業の詳細は、副読本制作 PT で検討し、決定する。
- ・モデル授業の発表者に対する謝金及び旅費・交通費は委託料に含めるものとし、支払に係る事務は受託者が行う。なお、依頼する場合の謝金額は、原則、一人当たり以下の金額とする。

- ・大学教授級…8,000円(税込) / 1時間

- ・その他…4,200円(税込) / 1時間

※いずれも源泉徴収前の金額で、旅費・交通費は実費相当額を別途支払うこと。

- ・完成報告会・成果発表会は、県内高等学校等の家庭科教諭のほか、学校関係者などが参加しやすい工夫をすること。
- ・群馬県内高等学校等の家庭科教諭、学校関係者等に周知するためのチラシは群馬県が制作する(委託料の積算からは除く)。

8 成果物の提出

(1) 成果物

① 副読本(冊子)

- ・部数: 50,000部
- ・規格: A5サイズ相当: A4サイズ二つ折り 16ページ程度
- ・色数: 4色カラー、両面印刷
- ・製本: 針金中とじ(2カ所)
- ・用紙: 副読本として適切な種類を使用する。

なお、令和9年度以降の増刷等に備え、用紙や印刷条件等についても群馬県に報告すること。

② 副読本(PDF及びaiデータ)

群馬県ホームページで公開し、利用者の閲覧やダウンロードして活用すること等を想定したPDFデータ及び令和9年度以降の増刷等に使用すること等を想定したaiデータにつ

いて、それぞれ納品する。

③ 副読本に掲載する動画データ

- ・規格：MP4 データ
- ・時間：20秒程度（1本あたり）
- ・種類：「料理」、「洗濯」、「掃除」の名もなき家事、合計15本以上

④ 授業での活用事例説明書（PDF 及び ai データ）

群馬県ホームページで公開し、利用者の閲覧やダウンロードして活用すること等を想定した PDF データ及び令和9年度以降の増刷等に使用すること等を想定した ai データについて、それぞれ納品する。

⑤ 授業での活用事例説明書（紙媒体）

- ・部数：100部（県内高等学校等98校分＋予備2部）
- ・規格：A4サイズ 1ページ
- ・色数：白黒
- ・内容：説明文及び図解等を用いる

(2) 納期

① 副読本に掲載する動画データ

令和8年11月24日（火）

※各動画は副読本の完成前に県のクオリティチェックが必要なため納期に留意すること。

※なお、各動画は正式な納品前に群馬県生活こども課による事前確認を行うため、修正が生じた場合は対応すること。

② 「副読本」及び「授業での活用事例説明書」（冊子及び PDF・ai データ）

- ・「(3) 納品場所 ①」の学校分：令和9年1月12日（火）
- ・「(3) 納品場所 ②」の学校分：令和9年1月18日（月）

(3) 納品場所

① 副読本に掲載する各動画

群馬県生活こども課（前橋市大手町1-1-1 群馬県庁12階南フロア）

② 「副読本」及び「授業での活用事例説明書」（冊子及び PDF・ai データ）

ア. 県立・市立・組合立高等学校、中等教育学校、県立高等特別支援学校、県立特別支援学校高等部 計83校分（38,000部）

群馬県生活こども課（前橋市大手町1-1-1 群馬県庁12階南フロア）

※上記学校への副読本は、群馬県が発送するため、委託料の積算からは除く。

イ. 私立高等学校、私立若葉高等学園、群馬大学共同教育学部附属特別支援学校高等部 計15校分（12,000部）

※上記学校への副読本は、宅配便等により、受託者から直接発送を行う。

9 業務実施計画書等の策定

本件業務契約締結後、以下の内容を記載した計画書(任意様式)を受託者が速やかに策定し提出すること。なお、計画は群馬県との協議を踏まえ決定すること。

- (1) 事業全体の概要
- (2) 各タスクの具体的業務内容
- (3) 業務執行体制
- (4) 業務の一部を再委託する場合は、再委託先を必ず記載
- (5) 全体のスケジュール
- (6) 各タスクの詳細スケジュール
- (7) その他、群馬県が必要と認める事項

計画の策定後にその内容を変更する場合には、あらかじめ群馬県と協議し承認を得ること。

10 業務報告

本件業務の終了後速やかに、業務報告書(任意様式)を県に提出すること。以下事項については必ず記載すること。

- (1) 事業の実施概要(文章のほか、記録用写真や画像を用いる)
- (2) 副読本に使用した用紙や印刷条件等
- (3) その他、群馬県が必要と認める事項

11 その他

- (1) 本業務は国の「地域少子化対策重点推進交付金」を活用して実施するため、本業務に関する証拠書類は委託契約終了後5年間保存する必要がある。
- (2) 本業務により作成された成果物の著作権は、全て群馬県に帰属する。
- (3) 本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。
- (4) 本業務の実施に伴い、取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律等の関係法令を遵守しなければならない。
- (5) 受託者は、委託業務を開始する前に、個人情報取扱事務における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制について、群馬県へ書面で報告しなければならない。
- (6) 本業務の実施に必要な事項(県との打ち合わせを含む)に係る一切の経費については、委託額に含むものとする。
- (7) 本仕様書に記載の無い事項及び内容の詳細については、その都度、群馬県との協議により決定する。